

# さが農村ビジネス総合支援事業実施要領

農経第2663号  
令和5年3月29日

最終改正 令和8年4月15日農経第139号

## 第1 目的

本県の農山漁村では、農林漁業者の高齢化や担い手の減少、農林水産物価格の伸び悩みなどにより、活力の低下が危惧されている。このような中、本県農林水産業が発展するためには、県内の優れた農林水産物や農山漁村にある資源・魅力等を磨き上げ、農村ビジネスの商品力・集客力を高めることで、生産者の所得向上と農山漁村地域の活性化を図る必要がある。

このため、さが農村ビジネス総合支援事業（以下、「本事業」という。）において、農産加工や体験・観光農園、農林漁家レストラン、農林漁家民宿等の農村ビジネスの取組やその取組に必要な施設、機械等の整備を推進するものとする。

## 第2 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

## 第3 事業の内容等

### （1）本事業の種類及び事業区分

種 類	I 推進対策	II 整備対策
事業区分	1 農村ビジネス対策	3 農林漁家レストランの整備
	2 農村ビジネスリブランディング対策	4 観光農園・体験施設等の整備
		5 農林漁家民宿の整備
		6 農産加工関連設備等の整備

（2）事業区分、事業実施主体及び採択要件は別表のとおりとする。

## 第4 事業の手続き

### 1 計画書の提出

（1）事業実施主体は、さが農村ビジネス総合支援事業実施計画書（様式第1号）を作成し、必要書類を添付し、知事に提出するものとする。

（2）事業計画における事業実施期間は事業開始年度の1年間とする。ただし、第3（1）事業区分2については、複数年度での事業実施が必要な場合には、事業の開始年度から翌年度までの最長2年間の計画とすることができる。

2 知事は、提出された事業実施計画について、別に定める採択基準により、さが農村ビジネスサポートセンター等と総合的に審査し、適当と認めたときはその承認を行うものとする。

3 事業実施主体は、次に掲げる重要な変更については、前各項に準じて事業実施計画の変更の手続きを行うものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業実施主体の変更

(3) その他、規模決定の変更など事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

4 前項以外の事業計画の変更については、任意様式により、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

## 第5 事業の着手（着工）等

1 事業の着手（着工）は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るうえでやむを得ない場合であり、かつ第4の2による計画承認がなされている場合は、交付決定前に着手（着工）できるものとする。この場合、事業実施主体は、その理由を補助金交付決定前着手（着工）届（様式第2号）により、知事に届け出るものとする。

なお、この場合においても、事業実施主体は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自らで負担することを了知のうえで行うものとする。

2 事業実施主体は、補助金の交付決定後又は補助金交付決定前着手（着工）届の届け出後、3者以上の見積合わせ又は入札を行った場合は、速やかにその結果を様式第3号により知事へ報告するものとする。

3 事業実施主体は、工事等が完了したときは、速やかにその旨を所轄の農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）に報告するものとし、農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）は当該報告に基づき、竣工検査を実施するものとする。

## 第6 県の助成措置

(1) 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(2) 事業実施期間を複数年の計画として認定を受けた場合においても、年度毎に補助金の申請、審査、交付を行うものとする。

## 第7 実施状況の報告等

事業実施主体は、事業完了した翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況報告書（様式第4号）を作成し、翌年度4月末日までに、知事に提出するものとする。

## 第8 書類の経由

この要領に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとし、その提出部数は1部とする。

なお、複数の市町を活動範囲とする申請の場合は、原則として事業実施主体の代表者が居住する（法人の場合は法人の所在地の）市町を所轄する農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由するものとする。

## 第9 個人情報の取扱い

この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

また、事業計画については公表しないが、実績等については、県のホームページ、印刷物等で紹介する場合がある。

## 第10 その他

その他、本要領に定めのない事項については、県農林水産部長が別に定めるものとする。

### 附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は令和5年5月15日から施行する。

### 附則

この要領は令和7年3月25日から施行する。

### 附則

この要領は令和8年4月15日から施行する。

さが農村ビジネス総合支援事業実施要領 別表（事業内容、採択要件等）

別表 1（第 3 関係）

種類	事業区分	補助対象経費	事業実施主体	採択要件等
共通				<p>(1) 事業実施主体又は事業実施主体の代表者は、さが食・農・むらサポーターに登録していること。</p> <p>(2) 事業実施年度から事業完了後 2 年間まで毎年度、年 2 回（Ⅰ推進対策とⅡ整備対策の両方に取り組む場合は年 4 回）以上、指定のホームページで活動内容等の情報を提供することが確実と見込めること。</p> <p>(3) 食品の製造・加工、調理、販売等を行う場合、「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画書を作成することが確実と見込めること。（ただし、食品衛生法により対象外となる場合は除く。）</p>

I 推進 対策	1. 農村ビジネス創出対策	<p>自ら生産した農産物を使った新たな「農林漁家レストラン、体験・観光農園、農林漁家民宿、農産加工等」に取り組むための、①開発・販路拡大・モニターツアー、②商品力や集客力の強化のための研修会への参加、③専門家による助言、④新たにHACCPの認証を取得するための専門家による助言、認証機関による審査等に要する次の経費</p> <p>(1) 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場やバス等の借上に要する経費</li> <li>・加工品開発に必要な機械等の借上に要する経費</li> </ul> <p>(2) 消耗品費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、パンフレット、PR資材等の作成に要する経費</li> <li>・イベントの開催や加工品試作等に必要な資材・食材等に要する経費</li> <li>・加工品試作等に必要な簡易な設備・機器等に要する経費</li> </ul> <p>(3) 委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成等に要する経費</li> <li>・加工品の試作、成分分析、パッケージデザイン等の委託に要する経費</li> </ul> <p>(4) 謝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の者から助言等を受けるために要する経費</li> </ul> <p>(5) 旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等を実施するために必要な旅費</li> <li>・外部の者に助言等を依頼するために要する経費</li> </ul> <p>(6) その他、事業の実施に特に必要と認められる経費</p>	<p>(1) 農林漁業者 (※)</p> <p>(2) 農林水産業を営む法人 (※)</p> <p>(3) 2 戸以上の農林漁業者の組織する団体 (※)</p> <p>(4) 農林漁業者と消費者、商工業者、学校等とで組織する団体 (※)</p> <p>(5) 農業協同組合</p> <p>(6) 漁業協同組合 (※)</p> <p>(7) 森林組合</p> <p>(8) 市町</p> <p>(※) 1. 農村ビジネス創出対策及び2. 農村ビジネスリブランディング対策において、水産物を使った加工に関する取組を実施する場合、事業実施主体は(1) 漁業者及び漁業者を含む(2) (3) (4) と(6) 漁業協同組合を除く。</p>	<p>(1) 事業計画において、事業費が税込200千円以上となっていること。</p> <p>(2) 同一内容の取組については、補助対象期間を1年限りとする。</p> <p>(3) 新たにHACCPの認証取得に取り組む場合は、事業実施年度内に認証機関への申請及び現場審査までを完了すること。</p> <p>(4) 農産物直売所が取り組む場合は、当該直売所に出荷された佐賀県産の農林水産物を使った新たな加工品の開発等も対象とする。</p>
	2. 農村ビジネスリブランディング対策	<p>自ら生産した農産物を使った既存商品の磨き上げ等ブランドの再構築による販売拡大・商品力強化を行う取組に要する1 (2) ～ (6) の経費。</p> <p>ただし、過去5年度以内に「さが農村ビジネス支援事業」「さが農村ビジネス総合支援事業」を実施していないこと。</p>		

<p style="text-align: center;">II 整備 対策</p>	<p>3. 農林漁家レストランの整備</p>	<p>自ら生産した農産物を使って、新たに取り組む農林漁家レストランを整備するために必要な次の経費</p> <p>(1) 農林漁家レストランの建築、改修費</p> <p>(2) 農林漁家レストランとして活用するための既存施設（公民館、民家等）の改修費</p> <p>(3) 農林漁家レストラン運営に必要な調理場等の設置費</p> <p>(4) 接客スペースの整備費</p> <p>(5) その他、事業の実施に特に必要と認められる経費</p>	<p>(1) 農林漁業者（※）</p> <p>(2) 農林水産業を営む法人（※）</p> <p>(3) 2 戸以上の農林漁業者の組織する団体（ただし、事業実施年度内に法人化する場合に限る）（※）</p> <p>(4) 農業協同組合</p> <p>(5) 漁業協同組合（※）</p> <p>(6) 森林組合</p> <p>（※）ただし、6. 農産加工関連設備等の整備については、（1）漁業者及び漁業者を含む（2）（3）と（5）漁業協同組合は対象としない</p>	<p>(1) 事業計画において、事業費が税込500千円以上となっていること。</p> <p>(2) 各取組別の要件は下記のとおり。</p> <p>①農林漁家レストランの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築及び既存施設の拡充を対象とする。</li> <li>・食材については、自ら生産しているもののほか、他の農林漁業者から直接仕入れるか、直売所から購入するなどして、県産食材を品目数で5割以上（米については佐賀県産に限る）使用している、もしくは使用することが確実に見込めること。</li> <li>・整備箇所が人口集中地区（DID地区）でないこと。</li> </ul> <p>②観光農園・体験施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験施設は自ら生産した又は組合員が生産した農林産物を使用して、新たな加工体験等を行う施設であること。</li> </ul> <p>③農林漁家民宿の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施後、継続して農林漁家民宿の取組を行うことが確実に見込めること。</li> <li>・農林漁業に関する体験等の活動を行うことが確実に見込めること。</li> <li>・旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を受けていること。</li> </ul> <p>新規取組の場合は、事業実施年度内に許可を受</p>
---	------------------------	---	---	---

4. 観光農園・体験施設等の整備	<p>自ら生産した農産物を使って、新たに取り組む観光農園、農業体験・農産加工体験施設等を整備するために必要な次の経費</p> <p>(1) トイレの設置費</p> <p>(2) 手洗い場の整備費 (ただし、井戸の掘削費は除く)</p> <p>(3) 休憩小屋の建設費、改修費</p> <p>(4) 体験施設の建設費、改修費</p> <p>(5) その他、事業の実施に特に必要と認められる経費</p>		<p>けることが確実と見込めること。</p> <p>④農産加工関連設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな加工品開発に取り組むこと。</li> <li>・自ら生産した又は組合員が生産した農林産物を使用することが確実と見込めること。</li> <li>・受託加工に取り組む場合は、県内の農林業者が生産した農林産物を使用することとし、かつ、自ら生産した又は組合員が生産した農林産物を使用した加工を行っていること。</li> </ul>
5. 農林漁家民宿の整備	<p>自ら生産した農産物を使って、新たに取り組む農林漁家民宿の営業に必要な次の経費</p> <p>(1) 改修費（トイレ、洗面所、浴室、調理場に限り）</p> <p>(2) 安全対策に必要な資材（防火カーテン、誘導灯等）の整備費</p> <p>(3) 無線LAN等の宿泊客用のインターネット環境の整備費</p> <p>(4) その他、事業の実施に必要と認められる経費</p>		
6. 農産加工関連設備等の整備	<p>自ら生産した農産物を使って、新たに取り組む農林産物の加工品開発に必要な次の経費</p> <p>(1) 加工品の製造に必要な機械・施設の整備（ただし、既存の機械、施設の更新は不可）</p> <p>(2) その他、事業の実施に特に必要と認められる経費</p>		

佐賀県知事 様

所在地  
申請者（団体）名  
代表者 役職名  
氏 名

年度さが農村ビジネス総合支援事業実施計画の（変更）承認申請について

さが農村ビジネス総合支援事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

記

（変更の理由）

注1）添付資料は次のとおりとする。

- ・事業実施計画書（別紙A）
- ・誓約書（別紙B、C）

注2）事業実施計画の申請を行う場合は、（変更）（変更の理由）を消去すること。

注3）事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、（変更）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること。

事業実施計画書（別紙A）

1 事業実施主体の概要

経営概要	<p>（経営内容、生產品目、栽培面積、労働力、経営内での役割分担等を記載。既に農村ビジネスに取り組んでいる場合は、商品名や店舗名、販売状況などを記載すること。）</p> <p>○経営内容</p> <p>○生產品目・面積（飼養頭羽数）</p> <p>○労働力・役割分担</p> <p>○既に農村ビジネスに取り組んでいる場合は、商品名や店舗名、販売状況</p>
担当者名	
電話番号	（日中連絡のつく電話番号）
F A X 番号	
メールアドレス	
課税方式	<input type="checkbox"/> 簡易課税 <input type="checkbox"/> 本則課税 <input type="checkbox"/> 課税対象外

2 事業の区分

※今回の申請に該当する事業区分の□に✓をすること。

<推進対策>

- 1. 農村ビジネス創出対策
- 2. 農村ビジネスリブランディング対策

<整備対策>

- 3. 農林漁家レストランの整備
- 4. 観光農園・体験施設等の整備
- 5. 農林漁家民宿の整備
- 6. 農産加工関連設備等の整備

### 3 事業の目的

(事業全体の内容・戦略、連携する事業者等を記載)

※注

2. 農村ビジネスリブランディング対策を申請する場合

- ・既存商品の現状及び課題、ブランドの再構築をするための具体的な事業内容・戦略、連携する事業者等を記載する。
- ・複数年度事業を申請する場合は、1年度目と2年度目のスケジュールを記載する。

○事業により制作する新たな農産加工品等と完成予定時期

○新たな農産加工品等に今回取り組むに至った背景

○事業で取り組む内容・戦略

○連携する事業者等

○過去に同様の事業に取り組んだ場合は、その内容（事業年度、事業名、商品名、事業内容）

### 4 事業計画

(単位：円)

種類	事業区分	事業内容	事業量	実施時期	事業費（税込）	担保
推進 対策	1. 農村ビジネス創出対策					
	2. 農村ビジネスリブランディング対策		(1年度目)			
			(2年度目) ※複数年度事業を申請する場合のみ記入			
計						
整備 対策						
計						

※「事業量」の欄には、取組回数や整備面積等を記載すること。

※「実施時期」の欄には、実施時期が複数月にまたがる場合は、完了時期を記載すること。

※複数の事業区分での申請の場合は、分けて記載すること。

※「担保」は、整備対策において、補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合には、○を記入すること。

## 5 経費の内訳

(単位：円)

種類	事業区分	総事業費（補助対象事業費）		負担区分		備考
		税込	税抜き	県補助金	その他	
推進 対策	1. 農村ビジネス 創出対策					
	2. 農村ビジネス リブランディング 対策	(1年度目)				
		(2年度目) ※複数年度事業を申 請する場合のみ記入				
計						
整備 対策						
	計					
合計						

※備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円（県費相当額）」を、同税額が無い場合は「該当無し」と、同税額が分からない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額＝消費税額×実質補助率

（参考：実質補助率＝県補助金/総事業費（消費税抜き）額）

※複数の事業区分での申請の場合は、分けて記載すること。

## 6 成果目標

項目	年度	目標
	事業実施年度 (1年度目：令和 年度)	
	事業実施年度 (※2年度目：令和 年度)	
	事業完了後1年目 (令和 年度)	
	事業完了後2年目 (令和 年度)	

※成果目標は、下記の「成果目標一覧」の内容を参考に、それぞれの数値目標を明記すること。

※整備対策の場合は、成果目標の根拠となる収支計画等を別途作成（様式は任意）の上、添付すること。

※事業実施年度（2年度目）は、2. 農村ビジネスリブランディング対策において複数年度事業を申請する場合のみ記入すること。

### <成果目標一覧（参考）>

種類	項目
推進 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに開発した（又は既存商品のリブランディングにより再構築した）加工品の販売額または売上個数</li> <li>・新たに取り組んだ（又は既存商品のリブランディングにより再構築した）農家レストラン、農家民宿、観光農園・体験施設等の販売額または来客者数</li> </ul>
整備 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備した施設・機械等に取り組む農村ビジネスの販売額、来客者数 など</li> </ul>

## 7 その他

(1) 「さが農村ビジネスサポートセンター」の支援状況（相談内容、相談時期）

(2) 指定のホームページで提供する活動内容等の情報と掲載予定時期

8 添付書類 ※下記に記載する該当の事業区分の資料を添付し、□に✓をすること。

**<共通>**

- 承認申請について（様式第1号）
- 事業実施計画書（別紙A）
- 誓約書（別紙B）
- さが農村ビジネス総合支援事業誓約書（別紙C）
- 事業実施主体の要件を満たすことが確認できる書類
- 組織の規約・定款等（法人、任意団体の場合添付）
- さが食・農・むらサポーターに登録したことが確認できる書類

**<推進対策>**

【1. 農村ビジネス創出対策、2. 農村ビジネスリブランディング対策】

- 経費積算の根拠となる資料（見積書等）
- その他必要な資料（2. 農村ビジネスリブランディング対策における既存商品の概要等）

**<整備対策>**

【3. 農林漁家レストランの整備、4. 観光農園・体験施設等の整備、  
5. 農林漁家民宿の整備、6. 農産加工関連設備等の整備】

- 事業実施位置図
- 施設等整備計画図（平面図、配置図等）
- 事業費の算出基礎資料（設計書、見積書等）
- 機械等の構造、能力等が明らかとなるもの（設計図、カタログ等）
- 規模決定計算書
- 施設の利用計画
- 3か年（2. 農村ビジネスリブランディング対策において複数年度事業を申請する場合は4か年）の収支計画、構想がわかる資料
- 過去3か年分の宿泊実績のわかる書類（「5. 農林漁家民宿の整備」申請者で、既に民宿を営業している者のみ）、改修前の様子が確認できる写真
- 過去3か年分の経営状況がわかるもの（決算書等）
- その他必要な書類（融資等を受ける場合は、借入申込書等申請の状況等が分かる書類を添付すること）

**<農林事務所地域農業振興センター記入欄>**

事業実施主体が、未来につなぐ さが中山間プロジェクト推進要綱（令和5年3月28日付農企第1563号農林水産部長通知）第5の規定により選定された「チャレンジ中山間」である場合は、該当箇所にチェックを入れ、下記に署名ください。

- 本事業実施主体は「チャレンジ中山間」には該当しません。
- 本事業実施主体が「チャレンジ中山間」である、または見込みであることを証明します。

所属： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の構成員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県農業経営課長 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

法人・任意団体名

(ふりがな)

役職

(ふりがな)

氏名

〔自署〕

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、さが農村ビジネス総合支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

【A. 共通】 ※下記の該当項目すべてに同意の上、□に✓を記入してください。

- 情報発信：私は、活動内容等について、事業実施年度から事業完了後2年間まで毎年度、2回（推進対策と整備対策の両方に取り組む場合は、年4回）以上、指定のホームページ「さが農村ひろば」から情報発信を行います。
- 関係機関への情報提供：農村ビジネスの推進のため、提出書類の一部又は全部を、市町及び公益財団法人佐賀県産業振興機構へ情報提供することに同意します。
- 事業実績の公表：本事業の成果を、必要に応じ県ホームページや印刷物等で公表することに同意します。
- 衛生管理計画書の作成（食品の製造・加工、調理、販売等を行う場合。ただし、食品衛生法により対象外となる場合は除く。）：私は、「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画書を作成します。
- 事業要件等の理解：私は、本事業に係る交付要綱、実施要領に加え、「さが農村ビジネス総合支援事業」申請にあたっての留意事項、さが農村ビジネス総合支援事業に関する一問一答を確認し、その内容を遵守して事業実施に取り組みます。

【B. 事業区分別】 ※取り組まれる事業項目の□に✓を入れて下さい。

「3. 農林漁家レストランの整備」

- 私は、本事業で整備する農林漁家レストランで使用する米については、全て佐賀県産を使用します。
- 食材については、自ら生産しているもののほか、他の農林漁業者から直接仕入れるか、農産物直売所から購入するなどして、品目数で5割以上県産食材を使用します。

「4. 観光農園・体験施設等の整備（体験施設の場合）」

- 私は、自ら生産した又は組合員が生産した農林産物を使用して新たな加工体験等を行います。

「5. 農林漁家民宿の整備」

- 私は、農林漁家民宿の取組の中で、体験等の活動を行います。
- ※体験内容については、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第二条」に準ずる。（体験等の内容： ）
- 私は、本事業の取組後も、継続して農林漁家民宿の取組を行います。

「6. 農産加工関連設備等の整備」

- 私は、農産加工に取り組むに当たり、自ら生産した又は組合員が生産した農林水産物を使用します。（使用する自家産農産物： ）
- 私は、県内の農林業者からの委託により、受託加工を行います。（加工する農林産物及び産地： ）

上記の報告内容について、虚偽の内容が含まれないことを誓約します。

佐賀県知事 様 年 月 日

法人・任意団体名

（ふりがな）

氏名（代表者名）

〔自署〕

佐賀県知事 様

所在地  
申請者（団体）名  
代表者 役職名  
氏 名

年度さが農村ビジネス総合支援事業の補助金交付決定前着手（着工）届

年度さが農村ビジネス総合支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手（着工）したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手（着工）から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として 3 者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。

以上

別添

種類	事業区分	事業費	着手（着工）予定 年 月 日	理由

複数の種類や事業区分を併記する場合は、欄を追加して記載すること。

（注 1）推進対策の場合は、（着工）は消去すること。

（注 2）整備対策の場合は、「着手」と（）を消去し、「着工」とすること。

佐賀県知事 様

所在地  
申請者（団体）名  
代表者 役職名  
氏 名

年度さが農村ビジネス総合支援事業における見積合わせ等について（結果報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 見積合わせの結果概要

事業区分	資材・機械・ 施設名 等			
	仕様・能力・ 規格 等			
	部数・事業量 等			
見積合わせ等実施方法 (実施した方法に□にレを記入)		<input type="checkbox"/> 見積合わせ（ 者） <input type="checkbox"/> 入札（ 者）		
見積合わせ等の結果	事業者名	価格（税込）	決定	

(注1) 整備する機械・施設が複数種類ある場合は、その機械・施設ごとに作成すること。

(注2) 「見積合わせ等の結果」の「決定」の欄は、購入を決定した事業者名の欄に「○」を記入すること。

(注3) 事業区分に関わらず、見積り額が10万円を超える場合は、本資料を添付すること。

2 添付資料

見積書等の写し

見積合わせが全て佐賀県外の業者である場合は、その理由を記載した書面

佐賀県知事 様

所在地  
団体名  
代表者 役職名  
氏 名

## さが農村ビジネス総合支援事業実施状況報告書

さが農村ビジネス総合支援事業実施要領第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 事業の実施状況

事業実施年度	事業内容
年度	(種類・事業区分： )

## 2 事業実施後の状況

年度	成果目標	実績
事業実施年度 (1年度目： 年度)		
事業実施年度※ (2年度目： 年度)		
事業完了後1年目 ( 年度)		
事業完了後2年目 ( 年度)		

- ※1 成果目標の欄は、事業実施計画書に記載した各年度の数値を記載すること  
また、事業に関することで計画以外の活動に取り組みられた場合は、適宜記載をすること。
- ※2 複数年本事業に取り組む場合は、採択年度ごとに本表を作成すること。
- ※3 事業内容の欄は、実績報告書から転記すること。
- ※4 事業実施年度(2年度目)は、2. 農村ビジネスリブランディング対策において複数年  
度事業を申請する場合のみ記入すること。

## 2. 事業実施の効果及び事業実施後の課題

事業の効果

実施後の課題

## 3. その他取組状況がわかる資料

※下記に記載する該当の事業区分の資料を添付し、にをすること。

### 【共通】

指定のホームページ「さが農村ひろば」で情報発信したことを証明できる書類（情報掲載したHP画面を印刷したもの等。事業完了後2年目の報告まで毎年）

衛生管理計画書（別紙C誓約書A共有の4）に該当する場合）

### <推進対策>

#### 【1. 農村ビジネス創出対策】

取組状況の分かる資料（写真等）

作成したパンフレット、チラシ等の写し 等

農産加工品等の販売を開始した場合は、紹介チラシの写し 等

#### 【2. 農村ビジネスリブランディング対策】

取組状況の分かる資料（写真等）

リブランディングで再構築したロゴ、パッケージ、パンフレット、チラシ等の写し

### <整備対策>

#### 【3. 農林漁家レストランの整備】

県産食材を品目数で5割以上使用していることと仕入れ先が確認できる書類  
（事業完了後2年目の報告まで毎年）

県産米を使用していることが証明できる書類（事業完了後2年目の報告まで毎年）

#### 【4. 観光農園・体験施設等の整備】

来場者数や取組内容（イベント開催、他との連携等）が分かる資料（パンフレット、写真等）

#### 【5. 農林漁家民宿の整備】

宿泊者数や取組内容（農林漁業体験、他との連携等）が分かる資料（パンフレット、写真等）

#### 【6. 農産加工関連設備等の整備】

取組内容（商品の販売状況、新たな商品開発の状況等）が分かる資料（パンフレット、写真等）

農産加工品等の販売を開始した場合は、紹介チラシの写し 等